

令和4年11月1日  
市民局防災企画課

市政記者各位

## 九州福山通運株式会社福岡支店との 「災害時における救援物資の輸送等に関する協定」の締結について

### 1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

民間物流事業者のノウハウや施設を活用した災害に強い物資の受配送システム構築のため、この度、九州福山通運株式会社福岡支店との間で「災害時における救援物資の輸送等に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

### 2 協定概要

#### (1) 主な内容

- 物資の集積拠点における、物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣
- 物資の集積拠点における、物資の荷捌き業務に必要な機器の貸与とその操作者の派遣
- 物資の集積拠点と避難所間の物資の輸送
- 物資の集積拠点としての営業所等の活用

#### (2) 協定の相手方

九州福山通運株式会社福岡支店

福岡支店長 玉村 正隆（たまむら まさたか） 氏

※九州福山通運株式会社…九州・山口で23箇所（うち市内に1支店、3営業所）に事業所を構え、主に貨物自動車輸送事業及び貨物利用運送事業を行っている会社

#### (3) 協定締結日

令和4年11月1日（火）

#### (4) 主な対象物資

- ・生活用物資
- ・復旧対策用の資機材 など

【問い合わせ先】

福岡市市民局 防災企画課 米倉・長嶋

TEL：711-4056（内線1727）

## 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社福岡支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

### （協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣
- (2) 甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送
- (4) 物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

### （車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

### （費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協定の破棄)

第10条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

令和4年11月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
福岡市  
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区榎田一丁目5番8号  
九州福山通運株式会社  
福岡支店長 玉村 正隆